

平成 2 5 年度

(第 3 回)

鳥取市国民健康保険運営協議会資料

平成 2 6 年 1 月 2 1 日

平成25年度国民健康保険費特別会計(事業勘定)
歳入歳出決算2月補正予算(案)について

(歳入)

(単位:千円)

区 分 科 目	予算現額 (12月補正 後の額) A	決 算 見 込 額			2月補正 予算額 (B-A)	説 明
		収入済額	今後収入見込額	計 B		
1 国民健康保険料	4,322,436	3,169,209	951,370	4,120,579	△ 201,857	
1 一般被保険者 国民健康保険料	3,944,108	2,891,305	843,321	3,734,626	△ 209,482	
2 退職被保険者等 国民健康保険料	378,328	277,904	108,049	385,953	7,625	
2 一部負担金	2	0	2	2	0	
3 使用料及び手数料	2,500	1,506	994	2,500	0	督促手数料
4 国庫支出金	4,658,284	3,315,542	1,343,323	4,658,865	581	
1 国庫負担金	3,469,162	2,963,409	428,932	3,392,341	△ 76,821	療給負担金、高額共同事業負担金、特定健診負担金等
2 国庫補助金	1,189,122	352,133	914,391	1,266,524	77,402	調整交付金、出産一時金、災害臨時等
5 県支出金	969,075	415,276	513,121	928,397	△ 40,678	
1 県負担金	125,582	109,757	17,074	126,831	1,249	高額医療費共同事業負担金、特定健診負担金等
2 県補助金	843,493	305,519	496,047	801,566	△ 41,927	県調整交付金
6 療養給付費交付金	1,590,393	848,694	283,424	1,132,118	△ 458,275	退職被保険者医療費相当分
7 繰越金	260,898	630,253	1	630,254	369,356	
8 諸収入	12,100	27,831	11,269	39,100	27,000	
1 延滞金・加算金 及び過料	1,550	6,385	1,165	7,550	6,000	一般被保険者延滞金
2 雑収入	10,550	21,446	10,104	31,550	21,000	退職被保険者等第三者納付金
9 前期高齢者交付金	4,148,973	3,014,028	1,129,864	4,143,892	△ 5,081	
10 共同事業交付金	2,711,617	1,834,322	561,928	2,396,250	△ 315,367	高額医療費分 保険財政共同安定化分
11 財産収入	218	0	218	218	0	
1 財産運用収入	218	0	218	218	0	
13 繰入金	1,609,525	45,381	1,506,146	1,551,527	△ 57,998	
1 保険基盤安定 繰入金	840,678	45,381	776,795	822,176	△ 18,502	保険料軽減分、保険者支援分
2 職員給与費等 繰入金	358,071	0	345,104	345,104	△ 12,967	
3 出産育児一時金等 繰入金	58,800	0	53,200	53,200	△ 5,600	
4 財政安定化支援 繰入金	248,469	0	236,050	236,050	△ 12,419	高齢者が特に多い等の特別事情分
5 その他 一般会計繰入金	83,507	0	74,997	74,997	△ 8,510	特別医療制度実施による国庫の減額補填
6 基金繰入金	20,000	0	20,000	20,000	0	
歳入合計	20,286,021	13,302,042	6,301,660	19,603,702	△ 682,319	

(歳出)

(単位:千円)

科目	区分	予算現額 (12月補正 後の額) A	決算見込額			2月補正 予算額 (B-A)	説 明
			支出済額	今後支出見込額	計 B		
1	総務費	362,071	269,691	76,249	345,940	△ 16,131	
	1 総務管理費	286,653	220,722	62,085	282,807	△ 3,846	
	2 賦課徴収費	74,683	48,724	13,674	62,398	△ 12,285	
	3 運営協議会費	735	245	490	735	0	
2	保険給付費	13,390,922	9,358,822	3,405,302	12,764,444	△ 626,478	
	療養諸費	11,583,453	8,133,318	3,025,146	11,158,464	△ 424,989	
	1 一般被保険者療養給付費	10,340,944	7,471,316	2,714,783	10,186,099	△ 154,845	実績見込みによる補正
	2 退職被保険者等療養給付費	1,144,702	588,425	287,245	875,670	△ 269,032	実績見込みによる補正
	3 一般被保険者療養費	48,892	38,658	8,671	47,329	△ 1,563	実績見込みによる補正
	4 退職被保険者等療養費	5,330	3,602	2,179	5,781	451	実績見込みによる補正
	5 審査支払手数料	43,585	31,317	12,268	43,585	0	
	高額療養費	1,710,087	1,167,815	348,863	1,516,998	△ 193,089	
	1 一般被保険者高額療養費	1,481,711	1,078,957	297,798	1,376,755	△ 104,956	
	2 退職被保険者等高額療養費	228,356	88,858	51,065	139,923	△ 88,433	
	3 高額介護合算療養費	20	0	320	320	300	
	葬祭諸費	9,120	5,820	3,300	9,120	0	
	出産育児諸費	88,242	51,869	27,973	79,842	△ 8,400	出産育児一時金の支出件数の減
	移送費	20	0	20	20	0	
3	後期高齢者支援金	2,469,909	1,789,208	671,150	2,460,358	△ 9,551	通知額
4	前期高齢者納付金	2,510	1,828	682	2,510	0	通知額
5	老人保健拠出金	143	0	103	103	△ 40	通知額
6	介護納付金	1,128,520	1,123,662	0	1,123,662	△ 4,858	通知額
7	共同事業拠出金	2,425,208	1,899,709	525,499	2,425,208	0	通知額
8	保健事業費	150,029	48,064	69,333	117,397	△ 32,632	
	1 保健事業費	62,939	26,765	40,641	67,406	4,467	人間ドック、脳ドック実施件数の増
	2 特定健診等事業費	87,090	21,299	28,692	49,991	△ 37,099	受診見込み件数等の減
9	積立金	218	0	218	218	0	基金利息額
10	公債費	20,000	20,000	0	20,000	0	県からの借入金の返済
11	諸支出金	286,491	19,318	274,544	293,862	7,371	
	償還金等	280,893	19,318	261,575	280,893	0	過年度国庫負担金等返還金
	繰出金	5,598	0	12,969	12,969	7,371	直診勘定
12	予備費	50,000	0	50,000	50,000	0	
	歳出合計	20,286,021	14,530,302	5,073,080	19,603,702	△ 682,319	
	歳入歳出差引計	0			0		

国民健康保険の現状と課題

(1) 国保の現状と課題

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤をなしているが、医療の高度化や急速な高齢化の進行によって、年々増加する医療費と、長期低迷する経済情勢の影響や雇用状況の悪化と相俟ってその財政運営は年々厳しさを増してきた。

また、他の医療保険に属さない者を被保険者としていることから、低所得者や高齢者が多く、退職、失業等による被用者保険から離脱した無職の世帯が増加するなど、全国的に国保運営は厳しい状況にある。

このような制度の構造的な問題を解消するため、国の社会保障と税の一体改革において持続可能な医療保険制度の在り方が議論されてきた。

平成25年12月に社会保障制度改革の全体像と工程表を示すプログラム法が成立し、都道府県への保険者の移行、消費税を財源とする国保への支援措置の拡充、低所得者の保険料負担を軽減する措置などが明らかにされたところである。

(2) 本市の現状と課題

国保事業の運営にあたっては、かねてより基本方針3本柱として「1. 保険料収納率の確保・向上対策 2. 医療費の適正化対策 3. 保健事業の充実」を軸とした健全化に努めてきた。しかし、これらの努力にもかかわらず、平成21年度には、基金を全て取り崩したうえでなお赤字決算となり、平成22年度予算からの繰上充用を余儀なくされ、県から資金貸付けを受けたほか、平成22年度には一般会計から多額の法定外繰り入れも受けることとなった。このため、平成22、23年度には2年連続で保険料率の増額改定を実施し、ようやく単年度黒字へ転換したところである。

このような中で、平成24年度には機構改革により徴収体制を強化し、低迷する保険料収納率を向上させるための対策を講じたことにより、保険料収入の確保が見込める状況となったことから、平成23年度から保険料率を引き上げることなく安定的な運営が図られてきたところである。

さらに、将来に渡って持続的かつ安定した事業運営ができる基盤づくりとして、ジェネリック医薬品の利用勧奨や特定健診・特定保健指導の実施率向上による糖尿病等生活習慣病の重症化予防などの医療費適正化の重点的な取り組みを推進しているところである。

今後の収支見通しについて

(概況)

○平成25年度の決算見込み

歳出では、後期高齢者支援金や介護納付金は伸びるものの、被保険者数の減少や高額な医療費の件数が比較的少ないなどの要因により、保険給付費が当初見込みを下回り、歳出総額は大幅な減額となる見込みである。

これに対し、歳入では、保険給付費の減少により国・県からの支出金は減少する見込みであり、また、保険料の賦課額も被保険者数の減により減少する見込みであるが、収納率の上昇もあり、歳入総額としては歳出に必要な額は確保できる見込みである。

今後、突発的な医療費の伸びが生じない限り、平成25年度収支は均衡するものと考えられる。

○平成26年度当初予算の見通し

歳出では、診療報酬の改定があり、1人当たりの保険給付費は一定の伸びが見込まれるものの、引き続き被保険者数が減少傾向にあるため、診療報酬改定の影響を加味しても給付費の総額は抑制されるものと推察される。また、国が示す算定方式で試算した介護納付金の拠出額は自然増による伸びが見込まれているが、後期高齢者支援金は減額の見込みとなっている。

これに対し、歳入では、前期高齢者交付金の過去の清算による返還額が2億8千万円生じる見込みであり、増収要因が少ないことから、収支の均衡を図るためには、特別調整交付金等の国・県からの支出金が例年どおりに交付されることやより一層の徴収努力により保険料収入を確保することが求められる。

収支見込み (全被保険者分)

(単位：千円)

科 目	年 度	2 4	2 5 (見込)	2 6 (見込)
A 歳 入		20,241,858	19,634,458	19,517,483
B 歳 出		19,611,606	19,288,255	19,517,483
C 収 支 差 引 (A - B)		630,252	346,203	0
D 繰越金・基金・ 法定外繰入		664,719	650,252	20,000
E 単年度収支 (C - D)		△34,467	△304,049	△20,000
F 実質単年度収支 (返還金・積立金を除く)		524,790	△48,156	△20,000

※26年度単年度収支には予備費は計上していない。

平成26年度 国民健康保険費特別会計当初予算(案)

歳 入

(単位:千円)

科 目		H26予算額 A	H25(2月補正) B	増減 A-B	備考
保 険 料	医療給付費分現年分	2,676,286	2,745,146	▲ 68,860	
	医療給付費分滞繰分	132,191	165,679	▲ 33,488	
	介護分現年分	344,928	324,444	20,484	
	介護分滞繰分	18,570	25,934	▲ 7,364	
	後期高齢者支援金分現年分	852,615	809,312	43,303	
	後期高齢者支援金分滞繰分	39,547	50,064	▲ 10,517	
	計	4,064,137	4,120,579	▲ 56,442	
一 部 負 担 金		2	2	0	
使用料及び手数料		2,500	2,500	0	
国 庫 支 出 金	療養給付費等負担金	3,306,574	3,265,510	41,064	
	高額医療費共同事業負担金	105,311	107,434	▲ 2,123	
	特定健康診査等負担金	19,397	20,510	▲ 1,113	
	財政調整交付金	1,208,118	1,265,411	▲ 57,293	
	計	4,639,400	4,658,865	▲ 19,465	
県 支 出 金	高額医療費共同事業負担金	105,311	107,434	▲ 2,123	
	特定健康診査等負担金	19,397	19,397	0	
	県財政調整交付金	853,080	801,566	51,514	
	計	977,788	928,397	49,391	
療養給付費等交付金		1,259,984	1,132,118	127,866	
前期高齢者交付金		3,964,342	4,143,892	▲ 179,550	
高額医療費共同事業交付金		484,432	399,498	84,934	
保険財政共同安定化事業交付金		2,245,737	1,996,752	248,985	
一 般 会 計 繰 入 金	保険基盤安定繰入金	923,197	822,176	101,021	
	職員給与費等繰入金	362,346	345,104	17,242	
	出産育児一時金等繰入金	58,800	53,200	5,600	
	財政安定化支援事業繰入金	277,718	236,050	41,668	
	基金繰入金	170,000	20,000	150,000	
	その他一般会計繰入金	74,997	74,997	0	
	計	1,867,058	1,551,527	315,531	
繰 越 金		2	630,254	▲ 630,252	
延滞金、加算金及び過料		1,550	7,550	▲ 6,000	
雑 入		10,550	31,550	▲ 21,000	
財 産 収 入		1	218	▲ 217	
合 計		19,517,483	19,603,702	▲ 86,219	

平成26年度 国民健康保険費特別会計当初予算(案)

歳 出

(単位:千円)

科 目		H26予算額 A	H25(2月補正) B	増減 A-B	備考
総務費	一般管理費	293,275	273,245	20,030	
	連合会負担金	9,562	9,562	0	
	賦課費	37,940	36,695	1,245	
	徴収費	26,200	25,703	497	
	運営協議会費	748	735	13	
	計	367,725	345,940	21,785	
保険給付費	療養給付費	11,064,342	11,061,769	2,573	対前年 100.02%
	療養費	48,005	53,110	▲ 5,105	対前年 90.39%
	審査支払手数料	41,481	43,585	▲ 2,104	対前年 95.17%
	高額療養費	1,571,689	1,516,678	55,011	対前年 103.63%
	高額介護合算療養費	20	320	▲ 300	
	葬祭費	9,120	9,120	0	対前年 100.00%
	出産育児一時金	88,200	79,800	8,400	対前年 110.53%
	支払手数料	45	42	3	
	移送費	20	20	0	
	計	12,822,922	12,764,444	58,478	
積立金		1	218	▲ 217	
公債費		20,000	20,000	0	
等 者後 支期 援高 金齡	後期高齢者支援金	2,437,998	2,460,158	▲ 22,160	
	事務費拠出金	173	200	▲ 27	
	計	2,438,171	2,460,358	▲ 22,187	対前年 99.10%
等 者前 納期 付高 金齡	前期高齢者納付金	1,595	2,310	▲ 715	
	事務費拠出金	173	200	▲ 27	
	計	1,768	2,510	▲ 742	対前年 70.44%
老健拠出金		96	103	▲ 7	
介護納付金		1,135,305	1,123,662	11,643	対前年 101.04%
高額医療費共同事業拠出金		421,246	429,737	▲ 8,491	
その他共同事業事務費拠出金		10	10	0	
保険財政共同安定化事業拠出金		1,952,815	1,995,461	▲ 42,646	
保健事業費		78,803	67,406	11,397	
特定健康診査等事業費		95,048	49,991	45,057	
償還金及び還付加算金		26,001	280,893	▲ 254,892	
直診勘定繰出金		7,572	12,969	▲ 5,397	
予備費		150,000	50,000	100,000	
合 計		19,517,483	19,603,702	▲ 86,219	

平成26年度保険料率について

【26年度の答申に向けて】

(国の状況)

国の平成26年度税制改正の大綱が閣議決定され、国民健康保険料の後期高齢者支援分保険料に係る賦課限度額を16万円(現行:14万円)に、介護納付金分保険料に係る賦課限度額を14万円(現行:12万円)に引き上げる政令改正が予定されている。

また、この限度額引上げにより生じる財源を用いることによって、国は、「中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険料の見直しが可能となる」と想定している。

(本市の現状)

本市の国保会計は、全体では歳入歳出における最大限の努力を尽くすことにより、現行の保険料率であっても収支不足は生じないものと考えられることから、限度額の引き上げを行う場合は中間所得層の負担に配慮した保険料の見直しが可能である。

しかし、平成23年度から全ての区分で保険料率を据え置いてきた結果、後期高齢者支援分と介護納付金分については、財源不足が生じている。

(案)

- (1) 賦課限度額を国の基準どおりに引き上げる
- (2) 賦課限度額の改定と併せて中間所得層の負担に配慮した保険料率の見直しを行い、後期高齢者支援分と介護納付金分の保険料の財源不足を補う調整を行う

(賦課限度額)

賦課限度額を国の改正に合わせて、以下のとおりとする。

(賦課基準)	(賦課限度額)
・医療分	51万円(現行51万円)
・後期高齢者支援分	16万円(現行14万円)
・介護納付金分	14万円(現行12万円)

(保険料率)

被保険者均等割を以下のとおりとする。

・医療分	23,800円(2,000円引下げ)
・後期高齢者支援分	8,500円(1,000円引上げ)
・介護納付金分	9,000円(1,000円引上げ)

(留意点)

- 保険給付費の伸びが予測を上回るなどにより年度中途に収支不足を生じることが判明した場合には、1/2を一般会計から法定外繰り入れすることにより不足を軽減する。軽減後、なお生じる収支不足額については繰上充用を行うため、翌年度の料率改定による解消が必要となる。

- 収支の均衡を保つことが想定されるものの、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金が予想以上に増加した場合には、当該部分の保険料率改定を行うことが求められる。

医療給付費分保険料について

(保険料賦課限度額について)

賦課限度額について、国は所得の伸びや医療費の伸び、被用者保険との均衡等を勘案して見直しを行っており、国民健康保険法施行令に定める額による。医療給付費分の賦課限度額は平成23年度から51万円とされており、平成26年度も同額となる予定である。

賦課限度額の推移

(単位:千円)

年度 区分	19	20	21	22	23	24	25	26(案)
国が示す基準	560	470	470	500	510	510	510	510
本市の実績	560	470	470	500	510	510	510	510

(保険料率について)

保険料の賦課割合については、国民健康保険法及び同法施行令により、その基準(応能50:応益50)が示されているところである。

なお、前年度または当該年度における応益割合が45%以上55%未満の市町村に対し、7割、5割、2割の保険料を軽減する措置が講じられていたが、平成22年度からは、この範囲外の場合でも上記の軽減措置を講じることができるよう改正されたところである。

※ 国民健康保険法施行令に定める賦課割合の基準

賦 課 割 合			
所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割
応 能 割 計		応 益 割 計	
40.0%	10.0%	35.0%	15.0%
50.0%		50.0%	

鳥取市における医療給付費分保険料率、賦課割合の推移(一般被保険者分)

項目 年度	保 険 料 率				賦 課 割 合			
	応 能 割		応 益 割		所得割	資産割	均等割	平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	応 能 割 計		応 益 割 計	
18	$\frac{7.7}{100}$	$\frac{23.0}{100}$	27,100	28,400	39.94	7.77	33.08	19.21
					47.71		52.29	
19	$\frac{8.0}{100}$	$\frac{21.2}{100}$	27,600	28,900	41.35	6.82	32.57	19.26
					48.17		51.83	
20	$\frac{5.3}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	22,100	23,200	39.17	6.47	34.03	20.33
					45.64		54.36	
21	$\frac{5.7}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	20,500	23,200	41.00	6.56	31.71	20.73
					47.56		52.44	
22	$\frac{6.9}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	23,500	26,000	42.13	6.22	31.74	19.91
					48.92		51.08	
23	$\frac{7.9}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	25,800	27,200	43.14	5.77	31.91	19.18
					48.91		51.09	
24	$\frac{7.9}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	25,800	27,200	43.90	5.22	31.70	19.18
					49.12		50.88	
25	$\frac{7.9}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	25,800	27,200	42.71	5.44	31.67	20.18
					48.75		51.85	
26 (案)	$\frac{7.9}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	<u>23,800</u>	27,200	43.21	5.35	30.63	20.81
					48.56		51.44	

※平成18年度は、鳥取地域の数値(市町村合併により各地域の数値は異なる。)

(25年度は当初賦課資料から)

介護納付金分保険料について

(保険料賦課限度額について)

介護納付金賦課限度額については、国民健康保険法施行令で定められているところであり、平成23年度から12万円とされてきた。平成26年度は2万円を引上げ、14万円となる予定である。

賦課限度額の推移

(単位:千円)

年度 区分	18	19	20	21	22	23	24	25	26(案)
国が示す基準	90	90	90	100	100	120	120	120	140
本市の実績	90	90	90	100	100	120	120	120	<u>140</u>

(保険料率について)

介護納付金分の保険料率については、医療分と同様に4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)による算定方法である。

基本的には、全国一律の一人当りの負担額に基づく介護納付金によることとなる。

具体的には、社会保険診療報酬支払基金から通知される介護納付金額により、保険者が算定する。

賦課区分	料 率			
	23年度	24年度	25年度	26年度(案)
所得割(%)	2.2	2.2	2.2	2.2
資産割(%)	4.4	4.4	4.4	4.4
均等割(円)	8,000	8,000	8,000	<u>9,000</u>
平等割(円)	6,200	6,200	6,200	6,200

(参考)

本市における介護納付金分保険料率、賦課割合の状況(一般被保険者分)

項目 年度	保 険 料 率				賦 課 割 合			
	応 能 割		応 益 割		所得割	資産割	均等割	平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	応 能 割 計		応 益 割 計	
18	$\frac{1.5}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	6,700	5,200	43.13	5.35	31.41	20.11
					48.48		51.52	
19	$\frac{2.1}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,700	5,200	49.87	4.41	30.02	15.70
					54.28		45.72	
20	$\frac{2.1}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,700	5,200	47.31	4.47	31.32	16.90
					51.78		48.22	
21	$\frac{2.1}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,700	5,200	47.06	4.68	31.25	17.01
					51.74		48.26	
22	$\frac{2.1}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,700	5,200	46.29	5.82	31.21	16.68
					52.11		47.89	
23	$\frac{2.2}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	8,000	6,200	45.30	5.01	30.42	19.27
					50.32		49.68	
24	$\frac{2.2}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	8,000	6,200	45.20	4.75	30.62	19.43
					49.95		50.05	
25	$\frac{2.2}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	8,000	6,200	45.14	4.53	30.56	19.77
					49.67		50.33	
26 (案)	$\frac{2.2}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	<u>9,000</u>	6,200	43.29	4.09	33.56	19.06
					47.38		52.62	

後期高齢者支援金分等保険料について

(保険料賦課限度額について)

後期高齢者支援金分等の賦課限度額については、国民健康保険法施行令で定められているところであり、平成23年度から14万円とされていた。

平成26年度は、2万円を引上げ、16万円となる予定である。

賦課限度額の推移

(単位:千円)

年度 区分	21	22	23	24	25	26 (案)
国が示す基準	120	130	140	140	140	160
本市の実績	120	130	140	140	140	160

(保険料率について)

後期高齢者支援金等分の保険料率については、医療分と同様に4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)による算定方法である。

基本的には、全国一律の一人当りの負担額に基づく後期高齢者支援金によることとなる。

具体的には、社会保険診療報酬支払基金から通知される後期高齢者支援金額により、保険者が算定する。

賦課区分	料 率			
	23年度	24年度	25年度	26年度(案)
所得割(%)	2.6	2.6	2.6	2.6
資産割(%)	4.4	4.4	4.4	4.4
均等割(円)	7,500	7,500	7,500	<u>8,500</u>
平等割(円)	6,500	6,500	6,500	6,500

鳥取市における後期高齢者支援金分保険料率、賦課割合の推移(一般被保険者分)

項目 年度	保 険 料 率				賦 課 割 合			
	応 能 割		応 益 割		所得割	資産割	均等割	平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	応 能 割 計		応 益 割 計	
21	$\frac{2.3}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,100	5,700	45.97	4.95	33.53	15.55
	50.92		49.08					
22	$\frac{2.3}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,100	5,700	47.01	5.71	32.28	15.00
	52.72		47.28					
23	$\frac{2.6}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,500	6,500	47.39	5.08	31.44	16.09
	52.47		47.53					
24	$\frac{2.6}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,500	6,500	47.57	4.80	31.42	16.21
	52.37		47.63					
25	$\frac{2.6}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,500	6,500	47.63	4.83	31.20	16.34
	52.46		47.54					
26 (案)	$\frac{2.6}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	<u>8,500</u>	6,500	45.08	4.47	34.69	15.77
	49.54		50.46					